# “生きる”を支えるまち　かこがわ

## ―加古川市自殺対策計画―

平成 31 年 3 月

加古川市

# はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で年間３万人を超えており、その後やや減少したものの未だに２万人を超えています。このような中、平成 18 年 10 月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が施行され、それまで、「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉え、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。さらに、平成 28 年には自殺対策基本法が改正され、市町村にも、自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市では、平成 22 年度から「庁内自殺対策連絡会議」の開催や人材育成事業等を実施し、自殺予防に取り組んでまいりました。自殺者数はピーク時に比べ半減はしたものの、近年も年間 40 人以上の方が自殺に追い込まれており、本市における喫緊の課題の一つとなっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われており、その背景にはこころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があります。

このような深刻な状況を受け、このたび、今後推進していくべき自殺対策の方向性と具体的な取組を「“生きる”を支えるまち かこがわ ―加古川市自殺対策計画―」としてまとめました。

自殺対策は「生きることの包括的支援」であり、社会づくり、地域づくりとして推進することが重要です。今後は本計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関と連携・協働し、自殺対策を総合的に推進してまいります。また、市民の皆様一人ひとりに自殺対策への理解と関心を深めていただき、つながりを大切にしながら、誰も自殺に追い込まれることのない「生き生きと暮らす活気のあるまち」を目指していきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査並びにパブリックコメント等にご協力いただきました関係機関、そして市民の皆様に厚くお礼を申しあげます。

平成 31 年３月

加古川市長　岡 田 康 裕

# 目　次

第１章　計画の概要 ..... 1
　１　計画策定の背景と目的 ..... 1
　２　加古川市の自殺対策における基本理念 ..... 2
　３　計画の位置付け ..... 3
　４　計画の策定体制と過程 ..... 5
第２章　加古川市における現状 ..... 7
　１　自殺者の現状 ..... 7
　２　自損行為に対する救急出動に関するデータ ..... 17
　３　市民のこころの健康に関する状況 ..... 18
　４　その他関連するデータ ..... 22
　５　加古川市における自殺の特徴 ..... 24
　６　「こころの健康づくりのためのアンケート調査」結果 ..... 25
第３章　計画の基本的な考え方 ..... 32
　１　計画策定にあたっての基本方針 ..... 32
　２　施策の体系 ..... 34
第４章　自殺対策の取組 ..... 36
　１　基本施策 ..... 36
　２　基本施策における重点的な取組内容 ..... 38
　　基本施策１　地域におけるネットワークの強化 ..... 38
　　基本施策２　自殺対策を支える人材の育成 ..... 39
　　基本施策３　市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 ..... 40
　　基本施策４　生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少 ..... 42
　　基本施策５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育 ..... 48
　３　評価指標 ..... 50
第５章　自殺対策の推進体制 ..... 52
　１　自殺対策の推進体制 ..... 52
　２　計画の検証・評価の仕組み ..... 53
　３　各主体の役割 ..... 54
資料編 ..... 55
　１　自殺対策基本法 ..... 55
　２　加古川市自殺対策推進本部設置要綱 ..... 60
　３　加古川市自殺対策連絡会議設置要綱 ..... 62
　４　生きる支援の関連施策一覧 ..... 64
　５　相談窓口等一覧 ..... 74
　６　用語集 ..... 80

※本文中、用語の末尾に「*」が付いているものは、資料編の用語集に解説を記載しています。